

令和元年度 第7回倉吉市農業委員会会議議事録

1 開催日時 令和元年10月10日(木) 午後1時30分から午後2時15分

2 開催場所 倉吉市役所 3階 大会議室

3 出席委員 (26人)

会長 3番 山脇 優 委員

農業委員

1番	谷本貴美雄	委員	2番	徳田和幸	委員	4番	松本幸男	委員
6番	室山恵美	委員	7番	林 修二	委員	8番	美田俊一	委員
9番	藤井由美子	委員	10番	河本良一	委員	11番	鐵本達夫	委員
12番	筏津純一	委員	13番	數馬 豊	委員	14番	金信正明	委員
15番	福井章人	委員	16番	西谷美智雄	委員	17番	原田明宏	委員
18番	山本淑恵	委員	19番	吉村年明	委員			

農地利用最適化推進委員

高見美幸	委員	涌嶋博文	委員	塚根正幸	委員	田倉恭一	委員
西谷昭良	委員	小谷俊一	委員	山下賢一	委員	小谷義則	委員

4 欠席委員 (1人)

影山卓司 委員

5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 議事録署名人の決定

第4 連絡・報告事項

第5 議事

議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第41号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議案第42号 農用地利用集積計画の決定について

議案第43号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について

議案第44号 農用地利用配分計画について

第6 その他

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員

局長 森石 学

主幹 石賀 康一

主任 隅 陽介

7 会議の概要

(1) 開 会

事務局長 只今より、令和元年度第7回農業委員会会議を開会いたします。はじめに山協会長にごあいさつをお願いいたします。

(2) 会長あいさつ

会 長 (会長あいさつ)

※ 議長選出

事務局長 この後は農業委員会会議規則第3条により、会長が議長となり会議を進行していただきます。よろしくお願いいたします。

(3) 議事録署名人の決定

議 長 それでは、議事録署名人の決定でございますが、本日の議事録署名人は9番藤井委員、10番河本委員をお願いいたします。

※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

議 長 本日、推進委員の影山さんが欠席でございます。

(4) 連絡・報告事項

事務局 令和元年度第7回倉吉市農業委員会会議報告及び予定事項でございます。別紙をご覧ください。(以下事務局説明)

(5) 議 事

議 長 それでは、(5)、本日の議事について説明いたします。事務局。

事務局 本日の議事についてご説明させていただきます。

まず、議案資料の2ページでございます。議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請についてということで、2ページから4ページのとおり9件、合計23筆の所有権移転の申請が出ております。番号2番は親子間による贈与、それ以外は売買でございます。いずれも許可要件を満たしているものと考えております。

議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請については6ページでございます。2件の申請が出ておりまして、いずれも第2種農地における太陽光発電施設の設置でございます。権利の内容は所有権移転で、許可根拠は代替地なしでございます。

続きまして、議案第41号 非農地・非採草放牧地現況証明申請については8ページでございます。2件の申請が出ておりまして、備考欄に書いておりますが、番号1については30年以上前から宅地となっているものでございますし、番号2につきましては昭和の終わり頃から耕作放棄されて原野となっているものでございます。

議案第42号 農用地利用集積計画の決定については11ページからでございます。11ページから26ページまでの通り43件の利用権設定、それから27ページ、28ページの通り2件の所有権移転が出ております。

続いて議案第43号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について。こちらは34ページのとおり1件の申請が出ております。

最後になりますが、議案第44号 農用地利用配分計画については37ページの通り1件の協議がございました。

本日の議案は以上でございます。

議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 それでは、議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について皆さんにお諮りいたします。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 全員賛成ということでございますので、承認とさせていただきます。

議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 続きまして、議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請についてお諮りいたします。本件につきましては、本日午前11時より、当番委員であります山本委員、高見委員、藤井代理、森石局長、隅主任と私の6名で現地の調査に行っておりますので、代表して高見委員より報告をお願いします。

高見推進委員 高見です。先ほどありましたように、本日6名で現地調査をいたしましたところ、該当事項問題ないという結論でございましたので、報告させていただきます。

議長 報告の通り、現地調査の結果問題なしということでございました。それでは議案に対する質疑を求めます。

(なしの声)

議長 ないようですので、挙手による採決を求めます。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 全員賛成ということでございますので、承認とさせていただきます。

議案第41号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議長 続きまして、議案第41号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてお諮りいたします。この件につきましても、先ほど説明致しました通り同様に6名で現地の調査に行っておりますので、高見委員より報告をお願いいたします。

高見推進委員　それでは報告させていただきます。1番2番とも現地にて視察しましたけども、問題なしということですので報告させていただきます。

議長　はい、ありがとうございました。ただ今報告の通り現地調査の結果何ら問題なしということですので、皆さんにお諮り致します。それでは議案に対する質疑を求めます。

(なしの声)

議長　それでは、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長　ありがとうございます。全員賛成ということで承認いたします。

議案第42号 農用地利用集積計画の決定について

議長　続きまして、議案第42号 農用地利用集積計画の決定について皆さんにお諮りいたしますが、その前に、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、該当委員の退席を求めます。11ページの番号1番から13ページの番号6番、及び22ページの番号33番から25ページの番号41番は、議長である私に係る案件でございますので、議長を藤井職務代理に交代し、私の案件について審議することにご異議ございませんか。

(なしの声)

議長　なしということですので、藤井委員に代わります。

(議長 交代)

9番　それでは、3番 山脇委員の案件について審議いたしますので、山脇委員の退席を求めます。

(山脇委員 退席)

9番　それでは、山脇委員が退席しましたので、11ページの番号1番から13ページの番号6番、及び22ページの番号33番から25ページの番号41番について、事務局より説明をお願いします。

事務局　11ページ番号1番。〇〇〇外3筆5，834㎡の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでございます。そのほか13ページ6番までと22ページの番号33番から25ページの番号41番まで、合計で、15件38筆、65，435㎡の賃借権の設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進

法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

9 番 只今、山脇委員の案件について事務局より説明がありました。議案に対する質疑を求めます。

(なしの声)

9 番 質疑がないようですので、挙手による採決を求めます。只今の案件につきまして、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

9 番 挙手多数ということで異議なしと認め、この案件につきましては承認と決定いたしました。それでは、山脇委員の入場を求めます。

(山脇委員 入場・着席)

9 番 山脇委員へ、只今の案件につきましては、異議なしということで承認されましたことをご報告申し上げます。山脇委員の案件が終わりましたので、ここで議長を会長に交代します。

(議長 交代)

議 長 続きまして13ページ番号7番と8番は16番 西谷美智雄委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(西谷美智雄委員 退席)

議 長 それでは、お願いします。

事務局 13ページ番号7番でございます。〇〇〇の1筆1, 983㎡の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりで、そのほか番号8番まで3筆3, 976㎡の賃借権の設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 只今西谷委員の案件について説明がございました。賛成の委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 全員賛成ということで承認といたします。西谷委員の入場を求めます。

(西谷委員 入場・着席)

議長 西谷委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されたので報告いたします。続きまして、その他お願いします。

事務局 11ページ利用権設定各筆明細等集計表でございます。田、畑、樹園地の合計が130,179㎡でございます。利用権設定各筆明細につきましては11ページから26ページ記載の通りでございます。所有権移転関係が2件ございまして、27ページ、所有権の移転を受ける者は、○の○○○○、移転する者は、○○○。所有権を移転する土地につきましては、記載の通りでございます。売買単価の方は505,800円で10アールあたりですと180万円の単価でございます。

続きまして28ページでございます。所有権の移転を受ける者は○○町○○○の○○○、移転する者は○○町○○○の○○○○で、移転する土地は以下記載の通りで、贈与でございます。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等につきましては29ページから31ページに記載の通りでございます。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況等につきましては32ページ記載の通りでございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 全体についての説明がございました。それでは質疑を求めます。ご質問・ご意見ございませんか。はい、11番 鐵本委員。

11番 11番 鐵本です。先ほどの27ページの分です。面積が小さいけど180万円ということで、何かそれなりに目的があってなのか単なる畑なのか、その辺分かりますでしょうか。

事務局 買受人のご自宅に隣接している畑で、所有者からの申し出で、この金額を了解されたということです。

議長 宜しいですか。その他ありませんか。ないようでしたら、只今の案件につきまして賛成の方の挙手をお願いします。

(採決)

議長 はい、それでは全員賛成ということで承認と致します。

議案第43号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について

議長 続きまして、33ページ議案第43号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について、お諮り致します

本件につきましては、本日午前11時より、最初に報告しました通り6名で現地調査に行っておりまして、代表して高見委員より報告をお願いします。

(採決)

議 長 全員賛成ということで、承認と致します。以上で議事は終結といたします。

(6) その他

議 長 続きまして、日程(6)その他の項に入らせていただきますので報告・連絡事項をご覧頂きたいと思っております。それでは(1)の農地法第5条の規定による許可を必要としない届出書について報告をお願いします。

事務局 別冊の、その他報告・連絡事項をご覧下さい。(1)農地法第5条の規定による許可を必要としない届出書についてでございます。まず表紙の裏の2ページです。(1)〇〇〇〇株式会社による携帯電話用の無線通信電波塔の設置で、詳細は以下をご覧頂きたいと思っております。(2)は〇〇〇〇〇の工事に伴う一時転用で、工期が当初10月15日までだったものが、12月15日まで延期ということでございます。以上でございます。

議 長 ただ今報告の通りでございます。宜しいですか。質問等ございませんか。

(なしの声)

議 長 続きまして、あっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任でございます。

事務局 3ページでございます。1件今月あっせん申し出のあった農地及びあっせん委員の選任でございますが、相談者は〇〇〇さんで、売買のあっせん希望です。位置図については4ページ記載の通りでございます。あっせん委員の選任についてよろしくをお願いします。

議 長 はい。〇〇〇地区でございます、谷本委員。一人じゃいけないでしょう、もう一人。小谷義則委員、じゃ二人でお願いしたいと思っております。
それでは次はあっせん活動の報告です。河本委員。

10番 はい、河本が報告します。あっせんのありました土地の所有者と9月21日に倉吉未来中心で、打ち合わせを致しまして、現状では売買は非常に難しいと。現在2筆を残して耕作がされており、耕作の継続で了承して頂けないか話をしまして、了承していただきました。現在の耕作者には継続して耕作してもらうように話しまして、〇〇〇〇〇〇と、〇〇〇〇〇〇の2筆は依頼者の実兄さんが現在管理されておりますので、これはあっせんの対象外とさせていただきます。後は現在の耕作者に継続耕作という形で話がつきましたので報告させていただきます。

- 議 長 はい、ありがとうございました。それでは（４）農地利用意向調査について。
- 事務局 今年の農地パトロールで確認した農地について、意向調査表を発出しております。年内に集計したいと思っておりますので11月末までに回収をお願いします。
- 議 長 続きまして、（５）その他の方に入ります。
- 事務局 令和2年度の県外視察の提案書をお配りしております。来年度予算の関係もございますので、提案書の提出をお願いしたいと思います。次の農業委員会で回収したいと思いますので、よろしくお願いします。
- 続きまして、マコモタケの収穫体験と試食会を10月21日、JAの中央営農センターで計画しております。15日までの申し込みで先着順です。希望者があるようでしたらご連絡いただきたいと思います。
- 続きまして、会議等の会場変更につきまして、12月の農業委員会は第2会議室で行います。それから、第2庁舎が1月6日から業務開始になり、農業委員会は3階になります。今後は3階の会議室で農業委員会を開催したいと思っております。農家相談会についても第2庁舎の会議室でしたいと思っておりますのでよろしくお願いします。
- クールビズは今月末で終わりですので、来月から通常の上着、ネクタイ、バジ等着用をお願いします。最後に赤い羽根共同募金の協力をお願いしたいと思います。
- 議 長 そうしましたら最後皆さんの方で何かありませんか。はい、山本委員。
- 18番 マコモタケの収穫体験参加される方ありませんでしょうか。もし参加される方は事務局の方に言っていただきたらと思います。よろしくお願いします。
- 議 長 稲刈りもまだ済んでないと思いますが、稲刈りのない方は是非とも参加して賑やかにしてほしいと思っておりますので、参加よろしくお願いします。
- 皆さんの方で他に何かありませんか。はい、河本委員。
- 10番 皆さんのお知恵を拝借したいんですけど。利用権の設定をされていて、そこにハウスが建っている場合、しかも当時者がすでに亡くなっている様な場合に、返却を要求することができるのかどうかという事案です。過去にそういう例がなかったか教えてもらいたいと思っております。
- 議 長 ここで話をするのはちょっと難しいかもしれん。亡くなっているのは地主さんの方ですか。
- 10番 そうです。利用権設定は、過去にも更新はされていますが、最新のが今年の12月に期限を迎えます。ハウスは耕作者が建てたものです。当初地主が何年

ハウスを使うか了承した上でハウスを建てていたのではないかと思うのだけど。

議 長

それが口約束なら当人が亡くなっているなら難しいと思う。お互いが契約書で、何年後かには、返却後に更地にして、返してくださいということにしておかないといけない。当人同士で話してもらって、後はどうしても話が見つからないといきは、弁護士さんに相談してください。

他にありませんか。ないようでしたら、これをもちまして本日の農業委員会会議は閉会といたします。

— 午後2時15分 閉 会 —